

令和8年2月定例会

- 1 期 日 令和8年2月18日（水）午後2時
- 2 会 場 鎌ヶ谷市立図書館 3階集会室
- 3 出席者 小 林 修 一 教育長
久 野 義 春 教育長職務代理者
根 本 恵美子 委員
朽 木 量 委員
赤 岩 けさ子 委員
- 4 出席職員 大 塚 潤 一 生涯学習部長
木 間 幸 司 生涯学習部次長（事）教育総務課長
澤 田 裕 介 生涯学習部主幹
平 野 裕 平 生涯学習部参事（事）生涯学習推進課長
三 石 宏 生涯学習部副参事（事）郷土資料館長（兼）学芸員
猪 股 興 一 学校教育課長
竹之内 純一 学校教育課指導室長
大 橋 伸 光 学校教育課学務保健室長
荻 原 利 浩 生涯学習推進課主幹
後 野 真 弥 文化・スポーツ課長（兼）学芸員
風 野 憲 行 教育総務課長補佐

5 議案事項

議案第1号 令和9年度鎌ヶ谷市教育委員会主催行事の精選について

議案第2号 鎌ヶ谷市指定文化財の指定について

議案第3号 令和8年度の校長及び教頭の任命に関する人事について

6 報告事項

報告第1号 部活動指導員と外部指導者

報告第2号 令和7年度教育委員会1月定例会の議案等について

報告第3号 令和8年3月の行事予定について

報告第4号 学校の近況報告について（指導）

報告第5号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴者

なし

教育長	ただいまから、鎌ケ谷市教育委員会 2 月定例会を開会します。 本日の出席者は 5 名であります。 定足数に達しておりますので、2 月定例会を開会します。 本日の定例会の会議録署名委員については、赤岩委員を指名します。 本日の審議案件について事務局の説明をお願いします。
教育総務課長	本日の審議案件は、議案事項 3 件、報告事項 5 件です。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
教育長	議案第 1 号の審議に入ります前に、議案第 1 号「令和 9 年度鎌ケ谷市教育委員会主催行事の精選について」は他の機関との協議等を要する事項であり、議案第 3 号「令和 8 年度の校長及び教頭の任命に関する人事について」は人事に関する事項であります。 また、報告第 4 号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第 5 号「学校の近況報告について（管理）」は、いずれも個人に関する情報を含む事項であります。 よって、これらの案件につきまして、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第 13 条の規定により非公開とすることについてお諮りします。 議案第 1 号、議案第 3 号、報告第 4 号及び報告第 5 号を非公開とすることに、ご異議ございませんでしょうか。
各委員	異議なし。
教育長	議案第 1 号、議案第 3 号、報告第 4 号及び報告第 5 号を非公開といたします。

《ここから非公開》

議案第1号「令和9年度鎌ケ谷市教育委員会主催行事の精選について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

議案第2号 鎌ケ谷市指定文化財の指定について

文化・スポーツ課長

提案理由は、「鎌ケ谷市文化財保護条例第4条」の規定により、鎌ケ谷市文化財審議会から指定の答申のあった「小金牧大絵図」を鎌ケ谷市指定文化財に指定するものです。

小金牧大絵図は、中野牧及び下野牧の牧士を世襲した三橋家に伝わった絵図で、昭和60（1985）年に、三橋家から他の古文書等の資料とともに鎌ケ谷市教育委員会へ寄贈されたものです。

形状は縦119.5センチ、横80.5センチの軸装で、作成は江戸時代後期のものと推察されます。

まずはこのA3モノクロの資料をご覧ください。書かれている内容を文字で記載したものになります。

当絵図は中野牧だけではなく小金五牧全体を網羅しております。

さらに、絵図の右下に「凡例」がございます。方角が書かれていますが、絵図の上が北となります。したがって、北に利根川、南に東京湾、西に江戸川、東に印旛沼、中央に手賀沼が描かれており、牧全体がどのような環境の中に位置しているか分かるようになっております。

「凡例」には、絵図を使用する人にとって必要な情報を最初に描く傾向があり、この絵図は、土手の記載が最初にあるため、牧内の土手を示す目的で描かれたと考えられます。

野馬除土手は、牧の外側の線ですが、太い線は、野馬土手の作る費用を幕府が負担する御普請土手で、二重の線は、村が負担す

る自普請土手であることが、明確に判断することができるように詳細に描かれています。

その他、特徴として挙げられるのは、牧の入口である木戸や水場の位置が、詳細に描かれていることです。捕込においては、追記されたと考えられますが、捕込の区画の数と形状が詳細に記載されており、現存する中野牧の捕込と照らし合わせても、同じような区画と形状で描かれています。

また、絵図には、河川に堤や堰または梁とみられる漁の設備などが詳細に描かれていることや、河川や沼に何度も下書きした跡が見られることから、別の用途で作成した絵図を、牧絵図に転用した可能性も考えられます。

令和7年7月25日の鎌ヶ谷市文化財審議会で、「小金牧大絵図」の市指定文化財の指定について諮問し、令和8年1月26日の鎌ヶ谷市文化財審議会にて、答申をいただきました。答申は、資料の「8 歴史的意義」のとおりです。

繰り返しの内容となりますが、読み上げます。

『小金牧大絵図は、中野牧及び下野牧の牧士を世襲した三橋家に伝わった絵図で、作成は江戸時代後期と推測される。当絵図には牧に関連しない河川や沼の下書きや、河川の設備の詳細も描かれているため、別の用途で作成した絵図に牧を書き入れた可能性も考えられるが、小金牧全体が、地勢を含めて分かるように描かれている。また、同時代の牧絵図とは異なり、牧付村を含む周辺の村々を、管理を担当する牧ごとではなく、郡ごとに色分けして表現していることも特徴的である』

このように、当絵図は絵図の凡例から牧内の土手を示す目的で描かれたと考えられ、特に野馬除土手の御普請、自普請が明確に区別されています。

捕込や勢子土手、水場等も詳細に記載されており、牧士が牧の管理をするうえで必要な情報が記載されていることから、牧士三橋家に伝来した牧士ならではの絵図であり、江戸時代の牧を知る上で極めて貴重な資料であると評価できます。

	以上の理由から、鎌ヶ谷市における江戸時代の牧関連の重要な文化財として、指定することが望ましいと考えます。 小金牧、大絵図の指定文化財の指定について、ご審議をお願いいたします。
教育長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見ございますでしょうか。
朽木委員	この小さな長方形で色がついた箇所、これは「地名」ということになりますか。
文化・スポーツ課長	赤や黄色など、色がついている四角囲いのものは、葛飾郡、印旛郡、千葉郡、相馬郡というふうに分かれていることを示しており、その郡ごとに各村名を色分けされているというようなものになります。
朽木委員	はい、わかりました。
教育長	よろしいですか。 それではお諮りします。 議案第２号について原案のとおり、決することにご異議ございませんでしょうか。
各委員	異議なし
教育長	議案第２号「鎌ヶ谷市指定文化財の指定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
教育長	それではここから非公開となりますので、それではここで、部長以外の職員については退席をお願いいたします。

——— 部長以外の職員、退席 ———

《ここから非公開》

議案第3号「令和8年度の校長及び教頭の任命に関する人事について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

…………… ここから報告事項 ……………

報告第1号「部活動指導員と外部指導者」

学校教育課長

先月の教育委員会定例会において、根本委員から、「部活動指導員と外部指導者」についての質問がありましたので、お答えさせていただきます。

「部活動指導員」というのは、市のホームページや、千葉県の人材バンクで登録をして、市が「パートタイム会計年度職員」として雇用をします。

賃金については時給で支払われ、1日原則として4時間以内、年間で50日以内になっております。

部活動との関わりについては、「顧問」として単独で指導することができます。

「外部指導者」というのは、部活動外部指導者活用実施事業において、派遣される講師となります。

学校が選定した人材を市教委へ申請し、市教委で認定した後、当該学校へ採用結果について通知をします。

	「1回2時間程度を目安に、年間30回」の勤務で、部活動との関わりについては、顧問と協力する形であり、部活動指導員とは異なり、単独で指導することはできません。 雇用形態についてご質問を受けましたので、改めて部活動指導員について申し上げますと、「会計年度任用職員」として任用することとなります。 外部指導者については、派遣される講師という形で進めております。
教育長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見ございますでしょうか。
久野委員	部活動指導員は、「顧問として指導できる」ということで、これは、「年間50日以内」ということでよろしいですか。
生涯学習部主幹	はい。
久野委員	指導員が顧問になられた場合には、学校の先生は顧問につかないことになるので、実質、部活動としての活動は50日以内になってしまう。1年間で50日というのは少ないのではないかと思いますのですが……。 もし、「少ない」という判断される場合は、もう1人、別の指導員を採用するとか、そういうことができるのでしょうか。
学校教育課長	基本的に部活の指導については、基本的に土曜・日曜のどちらかを担当します。
久野委員	そうしますと、今後、平日に移行するような形になってきた場合、土日のみならず、平日も指導を行うという、そういう形態に変わっていくということも有り得るのですか。
学校教育課長	現在の時点では、「土日のみ」です。その後については、そのときの情勢に合わせて変更があるかもしれません。

教育長

ほかにございますでしょうか。

それでは次の報告の第2号に行きたいと思います。

報告第2号「令和7年度教育委員会1月定例会の議案等について」

学務保健室長

まず、前回のご質問で、「第1条の『及び』と第2条の『または』の使い分け」についてですが、第1条では学校給食費の支給対象を定めているので、第3子以降の子と小学校の第1学年の児童として『及び』という使い方をしております。

第2条では、第3子以降の子であるか、小学校の第1学年の児童であれば、支給要件を満たすことから、『または』を使用したものであります。

次に、第1条及び第2条の対象者の定義につきましては、変更前では第1条で第3子以降としていたものを第3子以降の子と改め、その次に定義といたしました。

また、市が設置する小学校の第1学年の児童の学校給食費としていたものを、小学校の第1学年の児童に改めました。

続きまして、第8条及び様式の「取消し」の送り仮名についてですが、「取消し」の送り仮名は、動詞なら「取り消し」となり、名詞なら「取消し」となります。熟語なら「取消」を条例などでは使用いたします。

このことから第8条の見出しは名詞となりますので、「取消し」となり、条文は文章となりますので「取り消し」を使用することとなります。

次に、条文の「附則」についてですが、令和7年4月1日に日付を遡ることから、「この告示は公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。」という言葉に改めました。

最後に、様式の修正ですが、第1号様式及び第3号様式の検討書においては、扶養している子の健康保険証の写しから「1 マイナポータルログイン後の健康保険証情報」「2 保険者より発行

教育長
教育総務課長

される資格確認書の写し」に変更しました。

次に、第2号様式の表の下に不要な文字が入っていたので削除しました。

つづきまして、法制事務関係のことに関してご説明いたします。最初に「参考」と書いてある資料に即して説明をさせていただきます。

法制事務に関しましては、鎌ケ谷市の場合は千葉県から発出されています『公用文作成の手引き』という冊子と、法制事務に関する本を参考として事務を進めております。

つづいて、教育総務課長から補足説明をお願いします。

前回の定例会において赤岩委員からご質疑のあった「告示年月日と番号の記載不足の施行期日全部廃止」について、質疑がありましたので、ご説明申し上げます。

はじめに、「告示年月日と番号の記載」に関しまして、ご説明いたします。

「鎌ケ谷市教育委員会表彰規定」には、年月日と番号が明記されているのに対して、鎌ケ谷市の「部活動地域移行協議会設置要項」には、「告示日の年月日と番号」が記載していないことについて言及がありました。

鎌ケ谷市の「部活動地域移行協議会設置要項」につきましては、「11月の定例会資料」を添付しております。

令和5年11月の定例会において、鎌ケ谷市の部活動、地域移行協議会設置要項について議案としてご提出させていただき、審議で「異議なし」とのことでした。

このことから、「令和5年11月29日付」で要項の告知を行っていたということになっております。

本来であれば、「令和6年11月29日鎌ケ谷市教育委員会告示第6号」となるのですが、改めて確認してみましたら、市の例規システムへの編入作業を行っていなかったことから、例規システムから資料を取り出すことができない状態となっていたことから、自動で告示年月日と番号が入力されなかったものでござい

ます。申し訳ございません。このたびの赤岩委員のご指摘を受けまして、システムへの編入作業を担当課職員に依頼し、現在は解決済みです。

今後は、システムから資料を引き出せば、告示年月日と番号が自動で印刷されますので、「令和 5 年 1 1 月 2 9 日 鎌ヶ谷市教育委員会告示第 6 号」と記載されることとなります。

次に、施行期日についてのご指摘に関して説明いたします。

施行期日に関して、『工事の日から』というふうに書いてあるものと、『具体的な期日』を定めているものがあるが、その使い分けはどのようになされているのか」というご質疑でございました。

このことについては、日本のすべての法令、例えば、法律・政令・省令・条例などは、本体である「本則」とそれに付随する「附則」の 2 つで構成されるという厳格な記述ルールがあります。

附則には、その法律が効力を持つために不可欠な「付随的事項」を規定することになっており、その法律が「いつからスタートするか」ということを定めることとなっています。したがって、工事着手の日が明らかである場合には、スタート日を決めておく書き方をする「期日指定」を採用するのが一般的です。

また、「鎌ヶ谷市教育委員会表彰規定」附則第 2 項において、「鎌ヶ谷市教育委員会の表彰規定（昭和 4 5 年 鎌ヶ谷市教育委員会規則）第 2 項は全部廃止する」ということに対してのご質疑がありました。

「全部廃止」と「全部改定」の違いに照らして「改定」ではないのか、というご質疑でございました。

「全部改正」する場合と「全部廃止」をする場合についての相違についてご説明いたします。

両者のあいだに、実質的な効果に差異はございません。差異はありませんが、従前の条例や法規則などを改正した場合に、従前のものの継続性を考慮する必要がある場合は、「全部改正」の方式を採ります。一方、「継続性」を考慮する必要性がない場合は「全部廃止」とすることが一般的となっております。

当該表彰規定の改正記録を確認しましたところ、「従前規定と

	の継続性を考慮する必要性はない」と判断されることから、「全部廃止」をして、新たに定めたということになります。
教育長	まだご不明な点があれば、この場でご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。
久野委員	規定の変更ということは、「現在は、今回改正する前のものを使っている」ということでよろしいでしょうか。
学務保健室長	はい。これは、先般1月の定例会の際にご提出させていただいたものになり、同じものです。これに対して、ご質疑等を受けたので、今回の形に直し、ご報告をさせていただいたところです。
久野委員	「変更前」というのは「現行のもの」ですね。現在は、これを使っていますという意味ではないのですか。
学務保健室長	違います。
久野委員	1月の時に、「こう変更しますよ」とご提出をさせていただいたものですね。その1月のときの資料というのは、現行の資料だったということですか。
学務保健室長	書いてあったものが変更前のものでした。従前のものに関してはそういうものがなかったのではないかと思います。私の勘違いです。
久野委員	変更後のところなんですけれども、「第2条の1」の「第3子以降」または、「小学校の第1学年の児童」が該当するということですか。
学務保健室長	おっしゃるとおりでございます。
久野委員	変更後の支給要件の第2条第1号のところで「第3子以降の

	方、または小学校の第 1 学年の児童」が「鎌ヶ谷市立小中学校」と書いてあるが、中学校はそれを書くことはないのではないかと思うのですが。
学務保健室長	「第 3 子以降」に関しては、中学生に入っておりますので、小中学校を対象としております。
久野委員	前項目の「第 3 子以降」とその後ろの「小学校第 1 学年」というのは、何か違う表現でないと不都合なのではないかと思いますが、いかがですか。
学務保健室長	この支給要件に関しては、「第 3 子以降」か「小学校第 1 学年の児童」ということでどちらが回答しても支給要件が回答してくれるので、「または」という表現をしました。
教育長	申し訳ありません。学務保健室長。 次回までに、もう少し、考えをまとめてくださいますか。
学務保健室長	かしこまりました。申し訳ありません。
教育長	ほかにございますか。 では、報告第 3 号に移ります。
教育総務課長	報告第 3 号 令和 8 年 3 月の行事予定について ※資料に基づき、説明を行いました。
教育長	報告第 3 号について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
各委員	特になし

《ここから非公開》

報告第4号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第5号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教育長

定例会の議案事項、報告事項についてはすべて終了いたしました。これをもって、教育委員会2月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和8年9月28日

教育長 小林 修一

教育委員 赤岩 けさ子

作成者 風野 憲行